

府中市市立矢崎小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

- 国 いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）
- 都 いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日）
- 市 府中市いじめ防止対策推進条例（令和5年4月1日）

矢崎小学校の目指す児童の姿と教職員が大切にしていること

児童の姿：「友達の良さと自らの良さを認め、人と仲良く共生できる児童」

教職員が大切にしていること：「児童との信頼関係を構築し、学校全体で連携して指導を推進すること」

I いじめの未然防止について

1. いじめを許さない雰囲気醸成、校内体制の構築

- 学級担任をはじめ全教職員による、児童への積極的な声掛け、働き掛けを行う。
- 全学年で、いじめに関する授業（年3回以上）、SOSの出し方に関する教育を（年1回以上）実施する。
- いじめ案件の対応を中心として行う、いじめ防止委員会を設置する。
- 教職員に向けたいじめに関する校内研修（年3回）を実施する。

2. 友達の良さと自らの良さを認め、共生できる児童の育成

- 矢崎タイムをはじめとした外遊びの奨励、たてわり班活動などを通し、児童相互の好ましい人間関係の構築を図る。
- 日常的な授業や生活指導、ふれあいアンケートなどを通して、友達の良さに目を向けさせるとともに、エールウィークを中心として児童の自己肯定感を高める。

II いじめの早期発見について

1. 児童の変化へのアンテナの強化

- 日常的な児童のサインにいち早く気付くとともに、相談しやすい関係を構築する。
- ふれあいアンケート（月1回）を実施し、悩みなど記入があった児童に対しては、学級担任が確実な聞き取りを行う。
- 生活指導連絡会（月1回）を中心に、全教職員で児童の実態を把握するとともに、情報を共有し合い、組織的な対応につなげる。

2. 校内の相談体制の整備

- スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）を行うとともに、児童と保護者に対する相談窓口の周知を行う。（スクールカウンセラー、養護教諭など）
- 保護者からの相談に対し、担任をはじめ、状況に応じて学年主任や管理職など、学校全体で対応を行う。

いじめ防止委員会

校長、副校長、生活指導主任、学級担任
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

III いじめに対する早期対応について

1. 「いじめ防止委員会」を中核とした組織的な対応

- 把握した情報に基づいて、対応方針を策定する。
- 被害児童への対応
（安全確保、スクールカウンセラーをはじめとした心のケア）
- 加害児童への対応（組織的、継続的な観察と指導）
- 周囲の児童への対応（いじめを知らせた児童の安全確保、伝える勇気の奨励）
- 当該保護者への対応
（正確な事実と支援方針や指導方針の説明、現況と変容の報告）

2. 関係諸機関との連携

- 教育委員会への報告及び、必要に応じて警察や児童相談所、PTAなどとの連携や協力を図る。

IV 重大事態への対処について

1. 「いじめ防止委員会」を中核とした校内の組織的な対応

- 重大事態発生に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 被害児童への対応
（安全確保、スクールカウンセラーをはじめとした心のケア、環境整備と支援）
- 加害児童への対応（組織的、継続的な観察と指導、背景の理解と心のケア）
- 周囲の児童への対応（不安解消、問題解決への支援）
- 当該保護者への対応（関係諸機関と連携した適切な対応）

2. 関係諸機関との連携

- 教育委員会への報告及び連携、必要に応じて警察や児童相談所、東京都教育委員会の「いじめ等の問題解決支援チーム」などとの連携や協力を図る。